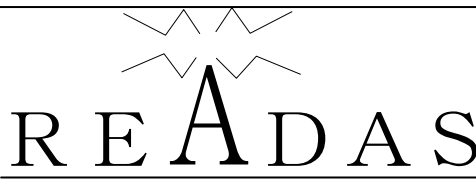


第 5658 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 2月24日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 宗教法人の収益事業

Q：宗教法人が収益事業を行った場合、法人税を納めなければならないそうですが、収益事業にはどんなものが該当するのですか？

A：次の34種類の業種となっています。

【解説】

宗教法人が収益事業を行う場合は、法人税を納めなければなりません。この場合の収益事業とは、次の34種類の事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます。

また、これらの事業に係る事業活動の一環として、又はこれに関連して行われるいわゆる付随行為も収益事業に含まれます。

- ①物品販売業、②不動産販売業、③金銭貸付業、④物品貸付業、⑤不動産貸付業、⑥製造業、⑦通信業、放送業、⑧運送業、運送取扱業、⑨倉庫業、⑩請負業（事務処理の委託を受ける業を含む）、⑪印刷業、⑫出版業、⑬写真業、⑭席貸業、⑮旅館業、⑯料理店業その他の飲食店業、⑰周旋業、⑱代理業、⑲仲立業、⑳問屋業、㉑鉱業、㉒土石採取業、㉓浴場業、㉔理容業、㉕美容業、㉖興行業、㉗遊技所業、㉘遊覧所業、㉙医療保健業、㉚技芸教授業、㉛駐車場業、㉜信用保証業、㉝無体財産権の提供業、㉞労働者派遣業

なお、宗教法人における収益事業の経理は、収益事業以外の事業と区分しなければならず、収益事業と収益事業以外の事業とに共通する費用や損失は、床面積や従業員数等の合理的な基準によって配布することになります。

